

公立陶生病院組合 公告

公立陶生病院設備運転管理及び保守点検業務に関する制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）については次のとおりである。

平成29年1月18日

公立陶生病院組合
管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名 公立陶生病院設備運転管理及び保守点検業務
- (2) 業務場所 瀬戸市西追分町160番地及び瀬戸市小金町10、11番地
- (3) 履行期間 平成29年4月1日から平成30年4月30日まで
- (4) 業務概要 設備運転管理及び保守点検業務

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 基本事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 入札参加資格申請をする本店又は営業所等を愛知県内に設置している者であること。
- ③ 平成28・29年度瀬戸市入札参加資格者名簿（物品等）の業務（大分類）「03：役務の提供等」、営業種目（中分類）「01：建物等各種施設管理」のうち下記の全てが登録されている者であること。

取扱内容（小分類）	取扱内容（細分類）
01：清掃	03：室内環境測定
02：機械設備保守点検	01：電気設備、02：冷暖房・空調設備、03：冷蔵・冷凍設備、04：ボイラー設備、05：エレベータ設備、06：エスカレータ設備、07：自動ドア、11：ポンプ設備、13：自家用電気工作物
04：消防設備保守点検	01：火災報知器、02：消火設備、03：非常通報装置
07：貯水槽等清掃・点検	01：貯水槽清掃、02：貯水槽保守点検

11：病害虫、ねずみ、蜂等駆除	01：建物病害虫駆除、02：樹木病害虫駆除、03：ねずみ駆除、05：害鳥駆除
-----------------	--

- ④ 公告の日から入札日までの間において、公立陶生病院組合から指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑦ その他建設業法等の法令、規則等に違反していない者であること。

(2) 同種業務の実績

公告の日から過去10年間に愛知県内の300床以上の国（独立行政法人）、県、市の病院において5年以上継続して電気、空調等の設備運転管理及び保守点検業務の受託実績があること。（共同企業体の構成員としての参加資格は参加資格実績にならない。）

(3) その他

- ① 労働者災害補償保険法に基づく労災保険対象となる従業員を200名以上雇用していること。
- ② 入札参加資格申請をする本店又は営業所等で ISO9001 及び ISO14001 の認証登録を受けていること。

3 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加を希望する者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び関係資料（以下「資格確認申請書」という。）を次のとおり持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争入札参加資格の適否については、平成29年2月6日（月）に資格確認申請者に対し、制限付き一般競争参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

- ① 資格確認申請書の提出期間
平成29年1月18日（水）から平成29年1月31日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- ② 時間
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
- ③ 提出書類

資格確認申請書及び 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項の (1) ③、(2)、(3) ①、(3) ②について明記した書類

④ 提出場所

公立陶生病院 管財経理課 施設係

⑥ その他

(ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、返却しない。

4 設計図書の閲覧・配布

下記の期間、設計図書を閲覧に供する。又、資格確認申請書の提出時に申し出があった者に対して設計図書を配布する。

(1) 閲覧・配布期間

平成29年1月18日(水)から平成29年1月31日(火)まで(土曜日、日曜日、及び祝日を除く)

(2) 閲覧・配布時間

午前9時から午後4時(正午から午後1時までを除く)

(3) 閲覧・配布場所

公立陶生病院 管財経理課 施設係(閲覧・配布)

(4) 設計図書に関する質問

設計図書等の質問は、公立陶生病院管財経理課施設係へ質問書を持参し提出すること。なお、質問が無い場合はその旨を記載したFAXを送ること。提出期限は平成29年2月7日(火)午後4時とする。

(5) 設計図書に関する質問回答

平成29年2月9日(木)午後4時までに書面により回答をFAXにて送付する。

5 入札執行の日時

(1) 日時

平成29年2月16日(木) 午後4:00

(2) 場所

公立陶生病院 南棟5階 第1会議室

6 入札保証金

(1) 一般競争入札に参加しようとする者は、公立陶生病院組合契約規則第9条に基づき、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を平成29年2月15日(水)までに納めなければならない。

(2) 次に掲げる場合においては、公立陶生病院組合契約規則第12条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- ① 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- ② 一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 入札の執行

(1) 入札書は本人又は確認通知書を提示した代理人が持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。なお、会場への入場者は各資格者2名以内とする。

(2) 入札回数は5回（再度入札は4回）とする。

(3) 一般競争入札参加資格を有する者が1人である場合又は入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

(4) 入札参加者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税抜き）を入札書に記載すること。

(5) 業務委託費内訳書の提出は必要としない。

8 予定価格等

予定価格は公表しない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札書の入札金額を訂正している入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

10 落札者の決定

一般競争入札において、予定価格の制限内で最低の価格で入札した者を

落札者とする。落札者となる者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

1.1 契約

- (1) 契約書作成の要否
必要とする。

1.2 契約保証金

- (1) 落札者は、公立陶生病院組合契約規則第33条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。
- ① 契約の相手方が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ③ 契約の相手方が過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

1.3 支払条件

毎月支払（月末締め翌月支払）

1.4 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、当組合契約規則等の定めによる。
- (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。

1.5 問い合わせ先

公立陶生病院組合 管財経理課 施設係
瀬戸市西迫分町160番地
電話 0561-82-5153（ダイヤルイン）

公立陶生病院設備運転管理及び保守点検業務仕様書

この仕様書は、公立陶生病院の設備運転管理及び保守点検業務請負契約により実施されるべき業務の仕様を示すものである。

1. 件名

公立陶生病院設備運転管理及び保守点検業務

2. 委託期間

平成29年4月1日から平成30年4月30日まで。

3. 委託内容等

1) 場所

①名称	公立陶生病院
②所在地	瀬戸市追分町160番地及び瀬戸市小金町10、11番地
③規模	中央棟 S R C構造 地下1階、地上8階、塔屋1階 外来棟 R C構造 地下1階、地上3階 南棟 S R C構造 地下1階、地上5階、塔屋2階 西棟 R C構造 地下1階、地上9階、塔屋2階 東駐車場 S構造 地上5階、塔屋1階 西駐車場 S構造 地上4階、塔屋1階 保育所 木造構造 地上1階 看護師宿舎 R C構造 地上6階 延べ床面積（中央棟、外来棟、南棟、西棟） 65,767.87 m ² 延べ床面積（東駐車場） 7,297.93 m ² 延べ床面積（西駐車場） 5,690.78 m ² 延べ床面積（保育所、看護宿舎） 2,813.25 m ²
④用途	総合病院

2) 業務概要

公立陶生病院の運転管理業務及び保守点検業務で、その業務内容等は「保守点検業務内訳書」による。

4. 業務期間

年中無休とし24時間常駐勤務とする。

5. 従事者の人員等

- 1) 受託者は、業務遂行に必要な人員を中央監視室に配置する。
(平日：5名、土日祝日：4名、但し宿直2名とする。)
- 2) 受託者は、業務責任者、副業務責任者及び従事者を定め、委託者に名簿を提出するものとする。
- 3) 従事者の3/4名以上及び業務責任者、副業務責任者は、入札公告日以前3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がなければならない。直接的な雇用関係とは、入札参加者と配置予定従事者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在することをいう。
- 4) 受託者は、施設に係る取扱者を法令に基づき選任し、選任者を病院へ報告し、各関係官公庁へ届出しなければならない。

6. 従事者の資格

法定資格を要する業務には、当該法定資格取得者を従事させる。

7. 法定技術者の選任

法定技術者等は、委託者の従業員から選任するものとし、次に掲げる資格を要する者とする。

- ① 第三種電気主任技術者の資格を有する者（1名以上）
- ② 第一種電気工事士の資格を有する者（1名以上）
- ③ 第二種電気工事士の資格を有する者（3名以上）
- ④ 一級ボイラー技士以上の資格を有する者（2名以上）
- ⑤ 二級ボイラー技士以上の資格を有する者（全員）
- ⑥ 乙種第4類危険物取扱者以上の資格を有する者（全員）
- ⑦ 建築物環境衛生管理技術者（2名以上）
- ⑧ 第三種冷凍機械責任者（全員）
- ⑨ 第一種冷媒フロン取扱技術者（1名以上）

8. 関係法令の遵守

業務の遂行にあたっては、この仕様書の定めるところによるほか建設基準法、労働基準法、電気事業法（電気設備技術基準、保安規定）、消防法、大気汚染防止法、高圧ガス取締法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、その他関係法令及び公立陶生病院消防計画を遵守すること。

9. 業務計画の提出

受託者は、契約締結後速やかに、設備管理計画（案）を作成し、委託者の承諾を得ること。

10. 業務実施記録と報告

受託者は、業務の実施にあたって業務日誌等を作成・記録し、委託者に報告・承認をえるものとする。

11. 経費区分

- 1) 中央監視室、同室の机、椅子、ロッカーは委託者で整備し、従事者は、業務に必要な限度において指定された施設設備を無償で使用することができる。この場合において従事者は善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 2) 業務に必要な電気、水道、ガスは委託者から無償で提供をうけることができる。なお、その使用に当たっては、節減に努めなければならない。
- 3) 交換部品、消耗品等の設備機器を運転及び管理する上で必要な者は、別に定める物を除き、委託者が支給又は負担する。
- 4) 業務上必要な工具、計測機器等については、委託者支給の物を使用する。
- 5) 上記 1)～4)までに定めのない業務従事者の被服類は受託者の負担とする。

12. 危険防止の措置

- 1) 業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努めなければならない。
- 2) 業務を行う場所若しくはその周辺に第三者がいる場合又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ、事故を防止しなければならない。また、必要に応じて、危険防止措置について施設係に報告しなければならない。

13. 非常時の処置

火災、停電、その他災害が発生した場合速やかに委託者と協力し、次の措置をとるものとする。

- 1) 火災発生の場合は、防火管理者などの関係者に通報、消火栓ポンプ他消火設備の機能保持及び危険物・医療ガスの防護に努める。
- 2) 停電の場合は、直ちに必要な処置をとり原因究明にあたり安全保持に努める。
- 3) 断・浸水の場合は、直ちに必要な処置をとり原因究明にあたり受水槽、揚水ポンプ等の性能を安全に保持する。
- 4) 地震の場合は、地震の程度に応じて、事後速やかに各種設備機器の被害状況の把握と応急措置に努める。
- 5) 停電、断水、浸水等が予測される場合は、委託者と協議し、必要な措置を講ずる。

14. 服務規律

- 1) 病院での業務に相応しい制服及び、氏名を記入した名札を着用し、被服等は清潔を

保持し、全員が同種のものを着用するものとする。

- 2) 業務従事者は、言語、行動には十分注意し、患者、見舞客等病院利用者に不快感を与えることのないようにしなければならない。

15. 除外業務

- 1) 清掃業務
- 2) 警備業務
- 3) 受付案内業務
- 4) 電話交換業務
- 5) 産業廃棄物、医療廃棄物処理業務
- 6) その他、業務内訳書に記載のない業務

16. 疑義

本仕様書に記載されていない事項で疑義を生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。